

ZENRAKUREN

MEMBER'S INFORMATION

全酪連会報

酪農とのかけはし／ 永井秀樹さん

管理部だより

平成28年度 決算に向けて

カーフトップ50周年企画

カーフトップ：ユーザーインタビュー

会員概況調査より①

平成28年度 監事・役職員研修会



酪農トピックス／兵庫県酪農協が大学生を対象に「もう～もう～スクール」を開催（大阪）ほか

酪政連活動報告

日本酪農見て歩紀（千葉県南房総市 庄司学牧場）



3

2017 March No.618



全国酪農業協同組合連合会

自分の仕事と酪農とのかかわり

兵庫県の非農家出身ですが、生き物が好きで広島大学生物生産学部に進学しました。卒業後は出身地の兵庫県に帰るとの思いから兵庫県職員となりました。最初の勤務地は、明石普及センターとなり、新入職員には1か月間の農家実習がありました。特に酪農にこだわりの持っていたわけではないのですがお世話になったのがたまたま酪農家で、このことが私と酪農とのかかわりの始まりとなりました。当時の明石地区には多くの酪農家があり、若手の酪農家とのつながりもできていきました。彼らと最初に取組んだことは、牛群



▲酪農家の相談に乗るためのデータ整理をする
永井課長

ながい ひでき 永井 秀樹 さん

兵庫県光都農業改良普及センター経営課長
昭和60年3月広島大学生物生産学部卒業、同年兵庫県職員に採用され、その後32年間に亘り農業改良普及業務（普及指導員、専門技術員）として従事。

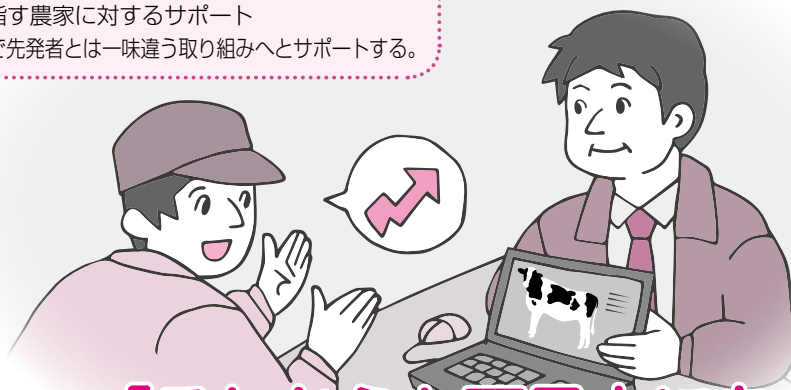
仕事内容

- 専業農家や担い手農家への技術指導
個々の農家が抱えている課題を一緒に克服していく。
- 新規就農希望者に対する就農相談や支援
技術習得のための指導者を見つける、農地を探す、資金調達の相談に乗る。
- 6次産業化を目指す農家に対するサポート
やり方やこだわりで先発者とは一味違う取り組みへとサポートする。

第6回 兵庫県光都農業改良 普及センター

酪農との

かかわり



「これからも西日本にあった情報や 技術を発信していく」

の個体管理を行うため牛群検定組合を設立することでした。そして、検定成績からこの地区は1頭当たりの乳量は県下でトップクラスにあることがわかりました。また、ちようどその当時、乳脂肪分率の取引基準が3.2%から3.5%に

20:00 19:00

帰宅

業務終了

午前か午後どちらかで、
現地で指導や相談に
応じる、研修会の開催や
参加
(今は一週間に三回程度)

8:30 7:10

事務所着

出勤



永井 秀樹 さんの
1日のタイムスケジュール



▲ 酪農家と一緒に課題に取り組む永井課長

引き上げられたこともあり、これを機にこの乳量を維持しながら乳成分を確保していくためにと飼料設計を含めたエサについて勉強を始めることになりました。

その後、加西普及センターへ移動となり、ここでは、つなぎからフリーストール（個体管理から群管理）への変換に立ち会うこととなりました。牛の行動、牛舎構造やTMR飼料についてかわつていくなかで、乳量はエサだけではない、カウコンフォートが大切だということを学び、つなぎやフリーストールの牛舎構造について勉強・実践体験していくこととなりました。

酪農は、奥が深く、どんどん新

しい発見があり、それについていきたいという気持ちはありますが、今は以前のようなことができない立場にあります。そのなかで、今一番思っていることは、酪農家が安心して酪農ができる環境を作る、そのために普及センター、酪農協や関係機関が連携し、いつでも酪農家のいろんな相談に乗れるようなプラットフォームを作ることです。そして、その役割を果たしていきたいと考えています。

酪農の魅力

酪農とは、家族で生き物を育て、一緒になって生活している、そして、その中にいろんな要素が詰まっているというところに面白味があります。また、技術がオープンで科学的に原因を突き詰める姿勢があります。今までとは180度違うことがわかったりすることもあります。新しい情報や技術は、酪農家に実践してもらうことで酪農家の技術改善となっていくします。酪農家と一緒に技術を高めていくところに面白味や魅力を感じています。



▲ 新しい情報や技術を発信する永井課長

酪農に望むこと

1戸でも多くの酪農家に経営を継続していつてほしい、ただ続けるだけでなく発展的に続けてほしいです。雇用による大規模経営もあってもいいですが、家族経営でしつかり生き残り、後継者が戻ってくるという構造となつてほしいです。いろんな経営スタイルがあつてもいい、みんなが同じ経営スタイルだったらしも何かつた時に全滅ということにもなりかねません。

酪農にはまだまだ可能性がります。「乳量を伸ばすぞ」、「高品質な生乳生産を目指すぞ」とその可能性をもっともつと追究していつてほしいです。



みなさんが生産している生乳は他の農作物と違い差別化しにくい生産物です。それゆえ、みんなで進んでいくんだという気持ちをこれからも持ち続けてください。

酪農経営にこれというものはなく、地域・地域にあった規模や経営スタイルがあり、それに必要な情報や技術があります。新しい情報や技術はこれからいろいろ出てくると思いますが、そのなかから地域にあった情報や技術を選択し、それらをもとに地域にあった技術に作り上げていくことが大切です。これからも西日本にあった情報や技術を発信していきます。

平成28年度 決算に向けて

平成29年3月期決算実務における
会計・税務上の留意点

本年も3月となり、当年度の経営活動の総括たる決算期を迎えようとしています。そこで、“本3月号”では、例年、「年度決算事前準備特集」として本誌での定番企画となりました当年度決算実施に当たっての会計・税務上の留意事項の解説を中心とした「平成28年度決算に向けて」をお届けします。

なお、本稿では、平成29年3月期決算組合を前提としていますので、当該期以外の決算期となる会員の皆さまはご留意ください。また、紙面の都合上、該当法令名及び適用条項についての記載を割愛していますので予めご了承ください。

I 税制改正関係

I 平成28年度税制改正の概要

平成28年度税制改正のうち、当年度決算に影響を及ぼすとみられる主要項目を、昨年同様リストアップ形式で改正ポイントのみ一覧掲載していますので、これにより改正内容の概要把握と再確認を行ってください。

法人税関連

改正項目1

法人税率の引下げ

【チェックポイント】

◆法人税の税率が23・9%から23・2%（平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度については、23・4%）に引き下げられました。

◆中小法人（資本金1億円以下の法人）等に適用される軽減税率（19%）の見直しはないことから、当該法人税率19%は変わりません。なお、租税特別措置法による特例措置（年所得額800万円以下の部分の法人税率19%↓15%）については、特段の見直しは行われていないことから、その適用期限は平成29年3月31日までの間に開始する事業年度までとなります（なお、当該適用期限については、後掲「Ⅱ 平成29年度税制改正について」の項を参照ください）。

◆前記により、私たち農業協同組合についても現行の法人税率（19%）（ただし、年所得額800万円以下の部分は15%）が当年度もそのまま維持されます。

◆法人税率の引下げに加え、法人事業税の外形標準課税適用法人の所得割税率及び地方法人特別税率が改正され、当該合計税率が3・6%（改正前…4・8%）に引き下げられています。

なお、私たち農業協同組合は、法人事業税につき所得を課税標準とする法人に該当することから、事業税率は4・6%（標準税率適用かつ軽減税率不適用法人）地方法人特別税率は43・2%と、前年度と変更はありません。

【適用時期等】

本税率改正の適用時期は、平成28年4月1日以後開始する事業年度からとなっています。

改正項目2

欠損金の繰越控除に係る改正

【チェックポイント】

◆中小法人等以外の普通法人の青色欠損金の控除限度額が、欠損金控除前の所得の金額の100分の60相当額（改正前…100分の65相当額）に引き下げられました。

◆災害による損失金の控除限度額についても前記と同様に引き下げられています。

◆中小法人等（**私たち農業協同組合も含まれます**）については、**従前どおり所得の金額全額の損金算入が認められています**。

◆なお、経営再建中の法人や新設法人についても中小法人等と同様の措置が受けられる特例が昨年度税制改正で創設されています。

※中小法人等以外の普通法人の各事業年度における欠損金の控除限度割合については、次のとおり段階的に引き下げられることとなっています。

☆平成29年4月1日～平成30年3月31日までの間に開始する事業年度…55%

☆平成30年4月1日から開始する事業年度…50%

◆**青色欠損金および災害損失金等の繰越期間が10年（改正前…9年）に延長されました。**

【適用時期等】

欠損金の控除限度額の改正は、平成28年4月1日以後開始する事業年度から適用され、欠損金等の繰越期間の延長は、平成30年4月1日以後開始する事業年度において生じた欠損金等について適用されます。

※なお、前記欠損金等の繰越期間の延長に伴い、当該繰越制度の適用に係る帳簿書類の保存要件についても同様に、保存期間が10年（改正前…9年）に延長されています。

改正項目3

減価償却制度の改正

【チェックポイント】

◆平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物並びに鉱業用減価償却資産のうち建物、建物附属設備及び構築物の減価償却の方法について**定率法が廃止**されました。

このことにより、改正前後の選定できる償却方法及びその適用関係を対照表示すれば下表のとおりとなります。

◆**本改正に伴う**「建物附属設備及び構築物」に係る**償却方法の届出**については、その償却方法が定額法のみとされたことから、届出は**不要**とされました。した

資産の区分		選定をすることができる償却方法	
		改正前	改正後
建物		定額法	定額法
建物附属設備及び構築物		定額法又は定率法	定額法
機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具並びに器具及び備品		定額法又は定率法	定額法又は定率法
鉱業用減価償却資産	建物、建物附属設備及び構築物	定額法、定率法又は生産高比例法	定額法又は生産高比例法
	上記以外	定額法、定率法又は生産高比例法	定額法、定率法又は生産高比例法
無形固定資産及び生物		定額法	定額法
鉱業権		定額法又は生産高比例法	定額法又は生産高比例法
リース資産		リース期間定額法	リース期間定額法

がしまして、これらの減価償却資産については、**取得した日において定額法を選定**したものとみなされます（なお、鉱業用減価償却資産のうち建物、建物附属設備及び構築物については確定申告書等の提出期限までに「減価償却資産の償却方法の届出」を納税地の所轄税務署長に届出ることとされています）。

◆本改正により、平成28年4月1日以後に建物附属設備及び構築物に対して行われた**資本的支出**については、以下のとおりの取扱いとなりますので、減価償却費計上に当たり留意が必要です。

① **原則として新規資産の取得とみなして、定額法が適用**されます。つまり、既存の建物附属設備及び構築物に対して平成28年4月1日以後に資本的支出を行った場合は、新規資産の取得とみなして定額法により償却することが原則となります。したがって、既存の建物附属設備及び構築物が定率法適用であっても、それらに対して平成28年4月1日以後に資本的支出を行った場合は、定額法が適用されることとなります。

② ただし、**平成19年3月31日以前に取得**された建物附属設備及び構築物（つまり「旧定率法」又は「旧定額法」適用資産）に対して行われた資本的支出に対しては、**特例として**既存の建物附属設備及び構築物の取得価額に資本的支出の金額を加算して、一体として旧償却方法で償却計算を行うことが認められています。**当該特例は、平成28年4月1日以後に行われた資本的支出であってもその適用が認められています。**

③ したがって、建物附属設備及び構築物に対して平成28年4月1日以後に資本的支出を行った場合、前記②の特例の適用が認められるもの以外は前記①の原則の適用となります。

◆本改正に伴い減価償却方法の変更が生じる場合（定率法→定額法）は企業会計上の取扱いとして、「会計方針の変更」となることから当年度決算財務諸表の作成に当たり必要な「注記」が求められるこ

ととなりますが、これについては後掲の「Ⅱ 会計の改正事項関係」にて解説いたします。

【適用時期等】

平成28年4月1日以後に取得をされた減価償却資産に係る本改正内容は、同日以後に終了する事業年度の償却限度額計算について適用され、同日前に終了した事業年度の償却限度額計算については、従来どおり適用されます。

租税特別措置法関連

改正項目4

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例制度の整備

【チェックポイント】

◆本制度は、中小企業者等が、平成18年4月1日から平成28年3月31日までの間にいわゆる少額減価償却資産（取得価額が30万円未満である減価償却資産で一定のもの）を取得又は製作若しくは建設（以下、「取得等」という）をし、かつ、その中小企業者等の事業の用に供した場合に、その事業の用に供した日を含む事業年度においてその取得価額に相当する金額を損金経理したときは、その損金経理した金額を損金算入できるとするものです。

◆本制度の**適用期限が2年延長**されました。

◆適用対象法人となる中小企業者等について、**常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人に限定**されました。

※なお、前記の従業員基準の判定時期については、その法人が該当資産の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況により行うことが原則とされています。しかし、従業員数の変動は日常的に生じう

ることや事務負担の配慮の観点から、法人が期末時の現況にて1,000人以下と判定した場合には、その事業年度を通じて従業員数基準を満たしているものと認める旨が通達により明らかにされています。ただし、中小企業者の要件である資本金1億円以下であるかどうかの判定は、該当資産の取得日及び事業供用日であることに留意が必要です。

【適用時期等】

本改正の適用時期は、平成28年4月1日以後に取得等した少額減価償却資産について、適用され、同日前に取得等された当該資産については、従来どおり適用されます。

改正項目5

生産性向上設備投資促進税制の廃止

【チェックポイント】

◆本制度は、生産性の向上に資する先端設備の導入、生産ラインやオペレーションの刷新、改善のための設備投資に対する税制支援（当該資産の取得に対する特別償却または税額控除等）を行い、企業内部における設備の新陳代謝を活性化するとともに、民間投資を活性化することを目的として、平成26年度税制改正において創設されたものです。

※本制度の概要については、「本誌平成27年3月号」にて紹介していますので、ご参照ください。

◆本制度が**適用期限の到来をもって廃止**されました。

【適用時期等】

本制度の適用期限は、当該資産を平成29年3月31日までに取得し事業の用に供した場合とされていますので、当年度末をもって廃止となります。

本制度 関連項目

中小企業等投資促進税制における上乗せ措置の
期限到来

【チェックポイント】

◆本制度の創設に併せ、いわゆる「中小企業等投資促進税制」において、一定の要件を満たす場合に、上乗せ措置が適用できる制度の拡充が講じられました。すなわち、中小企業者等が、平成26年1月20日から平成29年3月31日までの期間において、「中小企業等投資促進税制」の対象となる特定機械装置等のうち、本制度（生産性向上設備投資促進税制）に規定する特定生産性向上設備等の要件を満たす資産を取得等し、事業の用に供した場合に、上乗せ措置（左記※注）を適用できるというものです。

（※注）特定中小企業者等

↓ 取得価額の即時償却又はその10%相当額の法人税額特別控除との選択適用

特定中小企業者以外の中小企業者

↓ 取得価額の即時償却又はその7%相当額の法人税額特別控除との選択適用

◆**当該上乗せ措置**について、本年度末（平成29年3月31日）をもって**その適用期限が到来**となります（今後の取扱いについては、後掲「**Ⅱ 平成29年度税制改正について**」の項を参照ください）。

改正項目6

交際費等の損金不算入制度の延長

【チェックポイント】

◆この制度は、法人が平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度において支出する交際費等の額のうち接待飲食費の50%相当額を超える部分の金額は、その事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないというものです。ただし、中小

法人については、いわゆる定額控除限度額（800万円）の損金算入特例との選択適用ができます。

◆当該制度の適用期限が2年延長されました。

【適用時期等】

当該制度の適用期限は、平成30年3月31日までの間に開始する事業年度まで延長されましたので、当年度についても適用対象となります。

地方税関連

改正項目7

外形標準課税の見直し

【チェックポイント】

◆前記「法人税関連・改正項目1」に記載したとおり、外形標準課税適用法人（資本金の額または出資金の額が1億円超の普通法人）の法人事業税率が改正されました。

◆外形標準課税適用法人の法人事業税率改正に伴い、当該法人の地方法人特別税の税率が引き上げられます。本改正は、前記の外形標準課税適用法人の法人事業税の改正により、法人事業税のウェイトが所得割から付加価値割および資本割にシフトし所得割の税率が引き下げられるため、地方法人特別税の税源が減少しないようにするための改正です。

◆私たち農業協同組合は、外形標準課税適用法人には該当しないため、本改正の影響は受けません。

（※注）各法人別の法人事業税及び地方法人特別税の適用税率の詳細については、各地方自治体のホームページ等でご確認ください。

【適用時期等】

本改正は、平成28年4月1日以後開始する事業年度から適用されます。

改正項目8

消費税増税延期に伴う措置関連

【チェックポイント】

◆昨秋、消費税の税率10%への引上げ措置が、当初（平成29年4月1日）より平成31年10月1日に2年6ヵ月延期されたことに伴い、法人住民税法人税割の税率引下げ及び地方法人税の税率引上げ、地方法人特別税の廃止と法人事業税への復元についても、平成31年10月1日以後に開始する事業年度からの適用と改められました。

◆本改正による各税の適用時期別の適用税率を下表に記しておきますので、ご参照ください。（ただし、当該適用税率は、標準税率適用かつ軽減税率不適用法人についての限定記載ですので、詳細については、各地方自治体のホームページ等でご確認ください。）

			平成28年4月1日から平成31年9月30日までの間に開始する事業年度	平成31年10月1日以後開始する事業年度
外形標準課税適用法人	地方法人税		4.4%	10.3%
	法人住民税	都道府県民税	3.2%	1.0%
		市町村民税	9.7%	6.0%
	事業税(所得割)		0.7%	3.6%
	地方法人特別税		所得割(標準税率)×414.2%	—
外形標準課税適用外法人	地方法人税		4.4%	10.3%
	法人住民税	都道府県民税	3.2%	1.0%
		市町村民税	9.7%	6.0%
		普通法人等	6.7%	9.6%
	事業税(所得割)	協同組合等特別法人	4.6%	6.6%
		地方法人特別税		所得割(標準税率)×43.2%

改正項目9

中小事業者等が特定設備等を取得した場合の
固定資産税の軽減措置

【チェックポイント】

◆中小事業者等が、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行日（平成28年7月1日）から平成31年3月31日までの間において、同法に規定する認定経営力向上計画に基づいて取得した経営力向上設備等に該当する機械装置に係る固定資産税について最初の3年間の固定資産税に限り2分の1に軽減する措置が講じられました。

◆対象となる「中小事業者等」に該当するものの範囲（**農業協同組合であることのみをもって本制度の対象とはならない点に注意が必要**です）及びその他の適用要件等の詳細については、中小企業庁から公表されている「経営力向上計画策定・活用の手引き」にて個別にご確認ください。

【適用時期等】

本制度は、平成28年7月1日から平成31年3月31日までの間において取得した該当資産の固定資産税について適用されます。

II 平成29年度税制改正について

昨年12月22日に「平成29年度税制改正の大綱」が閣議決定されました。今後、現在開催中の第193回通常国会に当該「税制改正大綱」の内容が盛り込まれた「平成29年度税制改正法案」が上程され、年度末である3月31日までに成立する可能性が極めて高く、当該「税制改正大綱」の内容（紙面の都合上、当該内容については省略いたしました）からすると、今回も法人課税関連について、多くの改正項目が予定されています。

次に法人課税関連の主な改正点について主要項目を列挙しておきますので、当年度決算に当たっては、まずは、本稿を参考に「平成28年度税制改正項目」につき見直しを行って頂き、その上で、当年度決算への影響を考慮しつつ以下の改正（予定）項目を中心とした「平成29年度税制改正」の動きを注視し、十分な事前対応を図ってください。

主な改正 （予定）項目

平成29年度税制改正大綱のうち法人課税関連を
中心として

☆改正（予定）項目1 ⇩ **中小企業経営強化税制が創設され、いわゆる「中小企業等経営強化法」の計画認定に基づく中小企業者等の設備投資を、即時償却や税額控除（取得価額の7%又は10%）で支援する措置が講じられます。**適用期限は平成29年度より2年間となっています。

☆改正（予定）項目2 ⇩ **従来の中小企業等投資促進税制について、一部見直しが行われ、これまでの上乗せ措置を改組して前記「中小企業経営強化税制」が創設されるとともに、対象資産のうち器具備品が縮減され、適用期限が平成30年度末まで2年間延長されます。**

☆改正（予定）項目3 ⇩ **従来の所得拡大促進税制について、平均給与等支給額が前年度比2%以上増加の場合に税額控除の上乗せ措置が講じられます。**

☆改正（予定）項目4 ⇩ **中小企業者等の法人税率の特例措置（年間800万円以下の所得金額に対する法人税率を15%に軽減）について、適用期限が平成30年度末まで2年間延長されます。（※当該措置は、私たち農業協同組合にも適用されます）**

☆改正（予定）項目5 ⇩ **公益法人等又は協同組合等の貸倒引当金の特例について、割増率が10%（現行12%）に引き下げられた上、平成30年度末まで2年間延長されることとなります。**

☆改正（予定）項目6 ⇓ 法人税関係の中小企業向け各租税特別措置について、**平均所得金額（前3事業年度の所得金額の平均）が年15億円を超える事業年度の適用を停止する措置**が講じられます。当該措置は平成31年4月1日以後に開始する事業年度から適用されることとなっています。（※当該措置は、中小法人及び中小企業者のみに適用されるものと解されます。）

Ⅱ 会計の改正事項関係

これまで、当年度決算上の留意事項につき、主に税制改正項目を中心に税務関連事項を取り上げてきました。以下では、会計基準等の会計関連事項について、当年度決算に影響を及ぼすであろうと思われる改正事項を2点取り上げその改正要点（チェックポイント）を記載しておきます。

改正要点1

平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更と実務上の取扱い

【チェックポイント】

◆前掲「Ⅰ 税制改正関係・改正項目3（減価償却制度の改正）」にて記載のとおり、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物の法人税法上の減価償却方法につき、定率法が廃止され定額法のみとなる見直しが行われました。これに伴い当年度にて当該資産の減価償却方法を変更した場合の会計実務上の取扱いが企業会計基準委員会より示されました（「平成28年度税制改正に係る減価償却の方法の変更に關する実務上の取扱い」実務対応報告第32号 平成28年6月17日）。

◆従来、法人税法に規定する普通償却限度相当額を減価償却費として処理している企業において、当該資産のいずれか又はその両方に係る減価償却方法について定率法を採用している場合、平成28年4月1日以後に取得する当該すべての資産に係る減価償却方法を定額法に変更するときは、法令等の改正に準じたものとし、**会計基準等の改正に伴う会計方針の変更**（企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」として取り扱うものとされました）。

◆また、前記の会計方針の変更以外の減価償却の方法の変更については、**自発的に行う会計方針の変更**として取り扱うものとされました。この場合、当該会計方針の変更につき、その適時性と適切性に関する合理性が問われるため、留意が必要です。

◆当該会計方針の変更を行った場合、財務諸表（注記表）への注記が求められますが、当該実務対応報告に従い、**会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱った場合は、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の定めにかかわらず、以下の事項を注記するものとされています。**

- (1) 会計方針の変更の内容として、法人税法の改正に伴い、本実務対応報告を適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備、構築物又はその両方に係る減価償却の方法を定率法から定額法に変更している旨
- (2) 会計方針の変更による当期への影響額

◆**当該実務対応報告の取扱いは、公表日以後最初に終了する事業年度のみに適用されることとなっているため、当年度該当組合は適切な対応が必要です。**

改正要点2

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針への対応

【チェックポイント】

◆税効果会計に関して、企業会計基準委員会より「繰延税金資産の回

回収可能性に関する適用指針（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）が公表されており、平成28年4月1日以後に開始する事業年度の期首から適用されています。当該適用指針は、企業を5つに分類（左記※注）し、分類に応じた繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い等を定めたものです（紙面の都合上、詳細内容については省略しておりますので、企業会計基準委員会ホームページにて個別にご確認ください）。

【※注：繰延税金資産の回収可能性の判断に係る要件別企業分類】

企業分類区分	分類要件
分類1 (右記の要件をいずれも満たす企業)	①過去(3年)及び当期のすべての事業年度において、期末における将来減算一時差異を十分に上回る課税所得が生じている。 ②当期末において、近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれない。
分類2 (右記の要件をいずれも満たす企業)	①過去(3年)及び当期のすべての事業年度において、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が、期末における将来減算一時差異を下回るものの、安定的に生じている。 ②当期末において、近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれない。 ③過去(3年)及び当期のいずれの事業年度においても重要な税務上の欠損金が生じていない。
分類3 (右記の要件をいずれも満たす企業。ただし分類4②又は③の要件を満たす企業を除く)	①過去(3年)及び当期において、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が、大きく増減している。 ②過去(3年)及び当期のいずれの事業年度においても重要な税務上の欠損金が生じていない。
分類4 (右記のいずれかの要件を満たし、かつ、翌期において一時差異等加減算前課税所得が生じることが見込まれる企業)	①過去(3年)又は当期において、重要な税務上の欠損金が生じている。 ②過去(3年)において、重要な税務上の欠損金の繰越期限切れとなっている事実がある。 ③当期末において、重要な税務上の欠損金の繰越期限切れが見込まれる。
分類5 (右記の要件をいずれも満たす企業)	①過去(3年)及び当期のすべての事業年度において、重要な税務上の欠損金が生じている。 ②翌期においても重要な税務上の欠損金が生じることが見込まれる。

当年度決算に当たり、当該適用指針における次の取扱いに留意する必要があります。

◆当該適用指針の適用初年度の期首（例えば、当年度適用の場合は当年度期首）において、次の事項を適用することにより、これまでの

会計処理と異なることとなる場合には、**「会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」**として取り扱うこととされています。

(1)企業分類のうち、(分類2)の企業において、スケジューリング不能な将来減算一時差異に係る繰延税金資産について回収できることを企業が合理的な根拠をもって説明する場合には回収可能性があるとする取扱い

(2)企業分類のうち、(分類3)の企業において、おおむね5年を明らかに超える見積可能期間においてスケジューリングされた一時差異等に係る繰延税金資産が回収可能であることを企業が合理的な根拠をもって説明する場合には回収可能であるとするとする取扱い
(3)企業分類のうち、(分類4)の企業であっても、将来において5年超にわたり一時差異等加減算前課税所得が安定的に生じることが企業が合理的な根拠をもって説明する場合には(分類2)の企業に該当するものとする取扱い

◆前記の場合、当該適用指針は遡及適用を認めていないため、適用初年度の期首の影響額を期首の利益剰余金に加減することとなります。

◆前記による**「会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」**が生じた場合、**財務諸表(注記表)にこれに対応した注記が求められることとなります。**

以上、平成28年度決算に当たり留意を要する税制改正項目及び会計基準等の改正項目につき、重点項目のみを中心に抽出し概説いたしました。紙面の都合上、チェックポイントのみの概要紹介となりましたので、各改正事項等の詳細については、国税庁および企業会計基準委員会等のホームページ等にて個別にご確認ください。

本稿が会員の皆さまの平成28年度決算手続き実施に当たり、多少なりともお役に立てばと願っております。

※参照：参考文献…「決算・税務申告対策の手引」（太田達也著・税務研究会出版局刊）及び資料…国税庁ホームページ・平成28年度等税制改正関連資料

財務相ホームページ・平成29年度税制改正の大綱関連資料



カーフトップ50周年企画

カーフトップ：ユーザーインタビュー

千葉県富里市根木名
吉田牧場 吉田全雄さん



▲取材を受けて下さった吉田全雄さん

取材先 牧場紹介

千葉県富里市の吉田全雄さん（77歳）は、カーフトップを昭和42年の供給開始以来、50年間にわたり、カーフトップ一筋に愛用して頂いております。

吉田さんは昭和38年に搾乳牛8頭を導入。水田との複合経営でしたが、5年後の昭和43年に32頭牛舎を建設し、パイプラインとバルククーラーを導入して本格的に酪農を始めました。

現在は、牧場内で成牛140頭ほどを飼育。そのうち搾乳牛は105頭、哺育牛は9頭飼育し、育成牛については本会の預託事業を活用して頂いております。

従業員は吉田さんの娘夫婦であ

るはるみさん、秀幸さんを中心に、海外研修生3名と酪農経営を行っており、吉田さん自身は現在、哺育牛の育成を担当されております。

カーフトップを使用したきっかけはなんですか？

「カーフトップ供給開始当時、全酪連の推進担当者から、「子牛に飲ませる生乳を出荷すれば差益が出る」と熱心に勧められた事がきっかけでカーフトップを使い始めました。当

時は生乳量が需要量に追いつかなくて、乳業メーカー

は生乳確保に奔走していた時代でした。周辺の酪農家もカーフトップを使っていたよ。」



▲ 吉田牧場の全体

カーフトップを使用し実感したことはなんですか？

「供給開始当時のカーフトップを使い始めて、実感したのは、溶けが



▲カーフトップ、使用して頂いております!!

悪かったということ。粉が軽くてダメになりやすかった、子牛の口の周りは粉だらけだったよ（笑）。」

カーフトップを使用する前は生乳で子牛を育成していたので使いづらいという印象もあったそう。「正直、生乳の方が下痢をしなかった」とのことでした。

「でも、年々、カーフトップの品質が向上して、下痢は無くなっていきました。今のカーフトップは、5回かき混ぜれば、すばやく溶けてくれますし、子牛の下痢を心配しなくていいので、安心して使っています。」

カーフトップを給与する際のポイントはなんですか？

カーフトップは、朝夕2回に分けて使っています。



▲ カーフトップを飲んで
グイグイ成長中！

「後継牛は、全頭自家生産。F1は1%未満、育成牛は20年以上前から全酪連を通じて北海道の牧場に預託してる。下牧して

**牧場経営のこだわりについて
教えて下さい。**

「一番の理由は、下痢しにくく、順調に育つこと。そして安心感。」

**現在までカーフトップを使用し
続けている理由はなんですか。**

「順調に育ってくれるので、子牛の管理が楽。オス牛に関しても肉付きが良くなるので、市場評価の高い牛を作れるようになりました。」

搾乳素牛には、1回あたり生乳1ℓにお湯を加えて200gほど混ぜて給与。オス牛には生乳3ℓにそのまま200gほど加えて与えています。

きた牛は仕上がりは良いし、労力的、スペース的にもすごく助かっています。

もう30年くらいは導入していないんじゃないかな。計画的というよりも、自然に頭数が増えている。今までの経験上、後継牛を確保していれば安心していられるし、経営としては一番いい方法だと思うよ。」



▲ 左) 取材を受けて下さっている全雄さん
右) 同行して頂いた全酪新報の記者である萩原さん
※ 2月1日付の全酪新報の記事にも掲載されております。

終わりに

最後に吉田さんが言われた言葉が、非常に印象に残った取材となりました。

「酪農は、同じ事を毎日繰り返し行っていくことが大切。その大切さを守るためには、飼料の変わらぬ品質が大前提だと思っています。」

代用乳の原点へ!!

「カーフトップ」は本会が誇るカーフトップシリーズの原点となる製品です。汎用性の高い代用乳成分を保持し、原料油脂は吸収性の優れた植物性油脂を使用。

健全な胃腸の働きを向上させるために乳酸菌やビフィズス菌、宮入菌など優良な菌を添加！



供給開始当時のカーフトップ紙袋



現在供給しているカーフトップ紙袋

保証成分	CP	CFa	CFi	CA	Ca	P
製品名	%以上	%以上	%以下	%以下	%以上	%以上
カーフトップ	24.0	21.0	1.0	8.0	0.6	0.4

子牛の頂点を
極めるのであれば
是非、カーフトップを
ご使用下さい!!

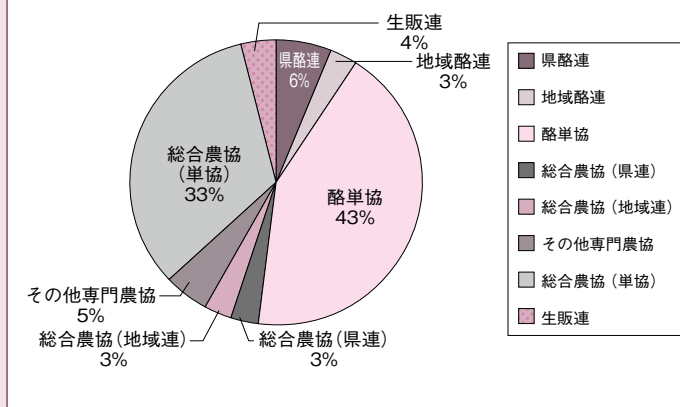
会員概況 調査より①

本会では、会員酪農協における組織・事業の概要を把握することにより、事業運営における問題点を明確にし、その改善を図り、体質強化に資することを目的として、毎年会員概況調査を実施しております。

この度、平成27年度の調査結果がまとまりましたので、その内容をご報告します。なお、データは各会員より提出頂いた「会員概況調査票」の数値を使用し集計を行っています。

1 本会の会員概況

図1 本会会員の内訳（調査票提出157組合）



解 説 図1は今回調査票の提出があった会員の内訳をまとめたものである。

県酪連、地域酪連、酪単協が52%、総合農協（単協、地域連、県連）が39%、その他専門農協、生乳販連が9%となっている。

2 本会会員酪単協・地域酪連・総合農協における酪農概況について

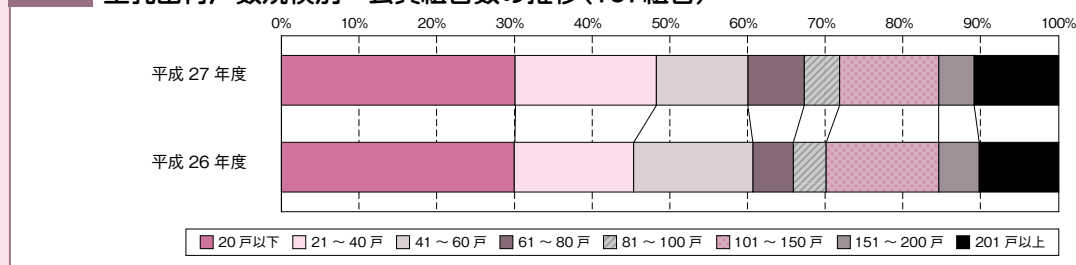
(1)生乳出荷戸数

表1 各支所別 生乳出荷戸数（酪単協・総合農協・地域酪連）

（単位：戸）

支 所	年 度		前年比(%)
	H26年度	H27年度	
札幌支所	5,060	4,965	98.1
仙台支所	1,597	1,519	95.1
東京支所	4,200	3,944	93.9
名古屋支所	905	860	95.0
大阪支所	1,557	1,466	94.1
福岡支所	1,978	1,879	95.0
合 計	15,297	14,633	96.6

図2 生乳出荷戸数規模別 会員組合数の推移（157組合）



解 説 表1では、各支所管内の生乳出荷戸数を示した全体では前年比95.6%と昨年度を下回っており、特に都府県での減少率が大きくなっている。

また、図2では、本会支所別の飼養規模別酪農家戸数を示した。26年度と比較すると、20戸～60戸規模の組合の割合が昨年度よりやや増加、また200戸以上の組合も微増している。

3

地域別本会会員の飼養頭数・生乳生産量について(酪単協・地域酪連・総合農協)

表2 各支所管内 乳牛飼養頭数

支 所	年 度		前年比(%)
	H26年度	H27年度	
札幌支所	479,700	476,670	99.4
仙台支所	71,719	65,092	90.1
東京支所	70,928	69,547	98.1
名古屋支所	40,880	38,305	94.1
大阪支所	51,394	50,747	98.7
福岡支所	61,507	58,790	95.6
合 計	776,128	759,151	97.8

表3 各支所管内 生乳取扱量

支 所	年 度		前年比(%)
	H26年度	H27年度	
札幌支所	2,346,209	2,397,771	102.2
仙台支所	420,872	417,495	99.1
東京支所	921,492	926,706	100.6
名古屋支所	280,503	276,822	98.7
大阪支所	216,435	212,281	98.1
福岡支所	365,163	364,777	99.9
合 計	4,550,674	4,595,852	101.9

解 説 表2、表3では、各支所管内別の乳牛飼養頭数、並びに生乳取扱量についての調査結果を示した。

飼養頭数については、全体で前年比97.8%となり、支所別でみると、札幌支所管内ではほぼ前年並みで推移しているが、その他支所管内は軒並み減少となっている。平成28年度畜産統計(平成28年2月1日現在)の全国の飼養頭数前年比98.1%、と近似した数値となった。

一方、生乳取扱量については全体で前年比101.9%の微増となった。支所別では札幌、東京支所管内で前年比を若干上回っているが、その他支所管内では減少となっている。

飼養頭数の減少については、ここ最近の初任牛価格高騰による導入差し控え等が影響していると考えられ、生乳生産にも影響を及ぼすことが懸念される。

まとめ

Jミルクによる平成29年度生乳需給予測によると、生産生産量は北海道ではほぼ28年度水準の生産量(前年比100.2%)となるが、都府県においては28年度を下回り、前年比97.2%となり、全国で28年度比98.3%と前年度を下回る見通しとなっている。

さらに今後乳用牛への黒毛和牛交配率が現状水準で推移すると仮定した場合、中期的な生乳生産量は毎年1%程度減少する恐れがあるとの見通しとなっており、今後の生産基盤の弱体化が懸念される。

今回の調査において、本会会員管内においても、生産者戸数、飼養頭数の減少等による生産基盤の弱体化という大きな問題に直面していることが再確認させられる結果となった。

今後、搾乳牛資源の確保、また、歯止めのかからない生産者戸数の減少を食い止めるため、後継者育成や新規就農、第3者継承希望者への支援は喫緊の課題であり、本会としても会員組合と連携し、これらの課題への取組を一層強化していく所存である。

平成28年度

監事・役職員研修会

2月14日(火)～15日(水)、栃木県日光市の「鬼怒川温泉ホテル」において、平成28年度監事・役職員研修会を開催しました。当研修会には全国の会員組合の監事・役職員、本会職員を合わせ計70名の参加がありました。

研修会 1日目
前 半

「監事の役割と責任について」

J A 全中 監査機構 監査企画部

服部 夕紀 氏



1 監事の独任制

監事の独任制とは「農協法における監事という機関の権限を単独で行使できる制度」を意味する。これにより、同じ酪農協・連合会に複数の監事がある場合でも、各自が単独でその権限を行使でき、監事同士で監査の方針などを決定したとしても、その決定により各監事の権限の行使を妨げることはできない枠組みとなっている。

*理事の職務の執行について適法か違法かという判断は、監事の多数決で決めるべき性質

2 監事の役割分担と連帯責任

ではないため、「独任制」が監事という機関に導入された。

酪農協及び連合会は事業を幅広く営んでおり、監事同士で役割分担を定めて組織的・効率的に監査を行わなければ、監事監査の網羅性を満たすことが難しい。しかし現在の農協法では監事のうちの誰かの任務懈怠や重過失により組合や第三者に損害を及ぼした時には、他の監事も連帯責任を課せられるようになっており、役割分担と連帯責任の間で矛盾が生じている。

この矛盾を解消するために判例法理において「信頼の抗弁」という考え方がある。信頼の抗弁とは、各監事で監事監査業務を分担している状況下で何か問題が生じて組合員（会員）代表訴訟等が提起された場合に、当該問題に関与していなかった監事が「自分は担当の監事を信頼して任せていたため、任務懈怠責任はありません！」と裁判で主張する（＝それによって監事としての責任を免れられる）考え方である。もともと米国の判例において取締役の責任に対して認められて来た日本の監査役制度は米国に存在しないため、これが果たして監査役にも適用されるのか明らかでない。また日本の判例においても、監査役における信頼の抗弁が認められるという明確

なものは存在しない。そのため、監事が連帯責任によって自分の知らないうちに任務懈怠や重過失といった責任に問われる事態を防ぐには、監事間でいかに密接に情報共有を図るかが重要である。

3 適法性監査と妥当性監査について

監事監査においては、理事の職務の執行において不正の行為又は法令・定款違反の行為がないかを監査する「適法性監査」が基本となる。これに対し適法性監査を超えて、理事の職務の執行が妥当か（あるいは合目的か）についての監査（＝妥当性監査）まで、監事監査の対象に含まれるかという論点がある。

従来は監事が理事の業務執行の

裁量まで監査することはかえって経営判断を誤らせ、酪農協・連合会の利益を阻害するリスクがあるため、監事監査の対象に妥当性監査は含まれないと解されていた。しかし、理事の職務の執行が「著しく不当」である場合（法令・定款違反には該当しないが、そのことを決定あるいは行うことが妥当でない場合）については、監事はその旨を理事会に報告しなければならない（農協法35条の5第3項）ことから、一定の範囲において妥当性監査にまで監事の監査権限が及ぶと考えられる。

4 経営判断の原則について

経営判断の原則とは、理事が下した経営判断が裏目に出て損失を被った場合に理事に法的責任があるか（善管注意義務違反があるか）どうかを判断する際の基準となる考え方である。監事が理事の経営判断の合理性をみる場合、具体的な着眼点として、次の事項が考えられる。

①判断の前提となる契約関係、事実関係、他の当事者の意向等を調査し、現時点での酪農

協及び連合会を巡る権利義務関係その他の状況等を正確に把握しているか？

②種々の選択肢を比較検討し、それぞれについて酪農協及び連合会に生じると予想される利益と損失等の定量的比較を行い、議案が酪農協及び連合会にとって適確な選択であることが検証されているか？

③特に酪農協及び連合会の経営に重要な影響を及ぼす業務について、必要に応じて専門家を活用しているか（例えば支店や支所等の出店用地の調査については不動産鑑定士、新商品のリーガルチェックや訴訟については弁護士、税務や会計については税理士などを活用する。）？

④議案に内在するリスクを分析し、回避策を十分に講じているか？

5 重要会議の出席について

監事の職務は、理事の職務の執行を監査することであり、法定の機関である総（代）会及び理事会には

全監事が出席する義務がある（農協法35条の5第5項等）。

重要会議へ出席するに当たって留意すべき点は以下の通りである。

＊事前準備…付議予定の議案書（案）を入手し、議案書の決議・報告項目が法令・定款、理事会規則等に従っているか、内容が経営判断の原則を配慮したものであるかを確認し、必要に応じ担当理事・部署に説明を求める。

＊席上…理事会においては、業務執行の意思決定の状況や、（理事会による）理事の職務の執行に対する監督の状況を確認。監事の発言内容を含め、重要な議事の経過の要領・結果についてメモを残しておく、議事録の記載内容の確認の際に役立つ。必要があると認めた時は、監事は意見を述べなければならず、また差止めを請求することもあるが、監事としての立場に徹し、発言は指摘・助言・勧告等の意見や質問等にとどめ、意思決定に加わるような発言はしないことに留意。

＊議事録…出席した監事は理事会の議事録に署名／記名押印しなければならない。監事は、議事の経過の要領及びその結果、その他法令で定める事項が適切に記載されているかを確認する。できれば、ドラフトの段階で記載内容を確認し、必要があれば要修正点を申し入れる。

6 重要書類の閲覧

監事は、理事の職務の遂行に関し、法令・定款違反等はないか、情報保存管理体制その他内部統制システムの整備に問題はないか、などについて監査するために、重要な決裁書類その他理事の意思決定や業務執行に係る重要な書類や情報を閲覧する。

＊閲覧対象となる重要書類

①重要な決裁書類
②理事会、総（代）会その他重要な会議の議案書、議事録等
③中長期事業計画、年度事業計画・予算・決算、仮決算報告、不良債権等の報告書、内部監査報告書等

④重要な契約書、訴訟関係書類、

その他の重要な書類

⑤法令その他に基づく開示・提出書類等

⑥定款、重要な規程等

*特に重要な契約の締結や取引の状況等に関しては、一定基準を設けて選出、その決定内容や決定理由が酪農協及び連合会の規程等に照らし適正な運用基準に合致しているか、不合理な点はないか、などを監査する必要がある。

7 内部統制システムの構築・運用状況をどのように検証するべきか？

内部統制システムは、決定しただけでは絵に描いた餅であり、これを「PDCAと年度計画」に基づいて、継続的に整備（構築・運用）し改善を積み重ねていくことが、最も効果的かつ効率的である、との認識に立つて、監視・検証する。

①酪農協及び連合会の統制環境はどうか。組合長・会長の姿勢と認識はどうか。理事会の議論は活性化しているか。

②内部統制に関する報告内容は

相当か、必要な事項を網羅しているか、酪農協及び連合会に著しい損害が生じる諸々のリスクに対応しているか。

③経営環境の変化や内部統制システムの整備状況に対応し、報告内容について必要な見直しを行っているか。

④内部統制システムの整備に係る具体的な諸施策を含む年度計画を策定しているか。

⑤内部統制システムの体制の整備状況や問題の発生・対応状況を、理事会に定期的に報告しているか。

8 内部監査部門との連携について

監事の監査と内部監査部門による監査とは、目的・対象等に違いがあるが、酪農協及び連合会の経営の維持・発展という目的は共通しており、両者の緊密な連携・協力が不可欠である。監事は、内部監査部門における定期的な会合へ出席し、内部監査部門から定期的に報告を受け、必要に応じて調査を求め、内部監査報告書の閲覧や説明を受け

て、内部監査部門がどのような監査を実施しているかを検証する。

*内部監査部門に対する監査のポイント

①内部監査部門は、被監査部門等からの独立性が確保され、牽制機能が十分に働く態勢となっているか？

②被監査部門等から不当な制約を受けることなく、監査業務を実施できる態勢が確保されているか？

③内部監査従事者は、職務遂行上必要とされる全ての資料等の入手や全ての役職員等を対象に面接・質問等ができる権限を与えられているか？

④内部監査に関して、理事は十分な役割を果たし、また責任を負っているか？

9 会計監査人非設置組合における会計監査の基本

会計監査人設置組合であれば、監事は会計監査人の監査の方法及び監査結果の相当性を判断すれば足りる。しかし、会計監査人非設置組合においては、監事自らが会

計監査を行う必要がある。当該組合では専門家だけでない監事だけで会計監査を遂行しなければならなかったため、会計監査人設置組合の監事に比べて、業務監査よりも会計監査の重要性や監査のウエイトが高く、その責任も大きくなる。農協法における「会計監査」は、会計監査人が行う監査だけでなく、監査を行う者（例えば監事）の能力等に応じた水準の監査も含まれると規定している。このよう



▲ 1日目会場の様子

な監査は、財務・会計の高い知見を必要とするものではなく、監事という職務に通常期待される程度の善管注意義務の範疇に入ると考えられる。このように農協法は、監事に対し通常期待される程度の善管注意義務を尽くして会計監査の職務を遂行することを求めている。従って会計知識の少ない監事といえども、監査に際して必要とされる程度の基本的な会計知識は習得しなければならない。

監事が会計監査を行うにあたって、以下の点に留意する。

① 日常の業務監査によって組合

の実態に精通している監事の実態から見て、決算書類が、組合の財産、損益の状況を正しく表示しているといえるか

② 毎日の財産の変動を「取引」として記録することから、決算書類を作成するに至るまで、「決算書類の作成基準」及び自組合の経理規程等に基づいて作成されているか

監事は、日常の業務監査によって組合の実態に精通していると考えられるため、その視点で、合致の程度を判断する。

研修会 1 日目 後 半

「酪農経営継承の課題と対応」

日本政策金融公庫

山崎 政行 氏



これまでの経営継承は親子間継承が基本となっていたが、ここ数年で酪農家の後継者の不足が深刻化していること、さらに従来の親子間継承では経営者、継承者間の問題（双方の意思疎通、経営者が権限をいつまでも渡さない、経営

理念の違い等、また継承する財産や税金対策等の課題も多いことから、これからの経営継承は、親子間継承を基本としつつ、後継者不在の経営（移譲者）の有形資産や技術・ノウハウなどの無形資産を家族以外の者（継承者）に受け渡

研修会 2 日目

「改正農協法制定の経緯とポイント」

全酪連 指導・企画部 組織整備アドバイザー

小出 英明 氏



すことにより事業を継承する。第三者継承、にも取り組んでいかねばならない。第三者継承に期待される機能としては①家族への後継という前提を超えた新規就農者等の新たな後継者の創出②技術等を含めた効率的な経営資産取得③初期投資軽減、移譲者の実績、信用を背景とした資金調達の実現等が

あげられるが、第三者継承を円滑に進めるためには、新規就農者、経営継承者双方への的確な情報提供等の支援が不可欠であり、生産者を取り巻く関係機関が第三者継承を「移譲者」と「継承者」の二つの個の問題にとどめず、「地域」の視点で積極的に取り組んでいかなければならない。

I 改正農協法制定の経緯

政府の規制改革会議・農業ワーキンググループが、平成26年5月14日「農業改革に関する意見」をとりまとめ公表した。提言の内容は

(1) 中央会制度の廃止 (2) 全農の株式会社化 (3) 単協の専門化・健全化の推進 (4) 組合員の在り方（准組合員の事業利用は、正組合員の事業利用の2分の1を越えてはならない。）等であった。この提言を受け与党において内容を一部修正の

上、平成26年5「農協・農業委員会等に関する改革の推進について」（与党とりまとめ）を公表、平成27年2月の通常国会において農業協同組合法の一部を改正する等の法律案」が提出され成立し28年4月1日から施行された。

II 改正のポイント

1 単位農協のあり方

(1) 理事の過半数を原則として認定

農業者や農産物販売・経営のプ
ロとすることを求める規定を置
く。

(2)改正前農協法第8条について

①組合はその行う事業によつて
組合員及び会員のために最大
の奉仕をすることを目的と
し、農業所得の増大その他の
農業者の利益の増進を図らな
ければならない

②農協は、その目的を達成する
ための確な事業活動により利
益を上げ、その利益を事業の
成長発展を図るための投資や
組合員への利用高配当に充て
る。

(3)農協・連合会は、組合員・単位
農協に事業利用を強制してはな
らないことを明記するとともに、
専属利用契約)に関する規定
を削除する。組合の設立・定
款変更に関する認可基準を緩和
する等

(4)農協について、その選択により、
組合を設立する新設分割及び組
合から株式会社、消費生活協同
組合等への組織変更ができる規
定を置く。

(5)農産物の保管事業を農協の事業
として明確化(改正前第10条第
1項 第8号「組合員の生産す
る物資の運搬、加工、貯蔵又は
販売」のうち「貯蔵」を「保管」
に改定)し、農業倉庫業法を廃
止する。

(6)会計監査については、信用事業
を行う組合(貯金量200億円
以上の農協)等については、全
国中央会の監査(改正前第37条
の2で義務付け)から、公認会
計士による監査に改定。

(7)准組合員の事業利用について、
正組合員の事業利用との関係で
一定のルールを導入する方向で
検討する。

2 連合会・中央会のあり方

(1)全国中央会は、内部組織である
全国監査機構を外出しして、公
認会計士法に基づく監査法人を
設立する。

(2)業務監査(コンサル)は、農協
の任意により、都道府県中央会
ほかより選択する。

(3)都道府県中央会は、平成31年3
月31日までの間に、農業協同組

合連合会に移行する。移行した
農業協同組合連合会は、農業協
同組合中央会と称することがで
きる。

(4)全国中央会は、平成31年3月31
日までの間に、会員の意思の代
表、会員相互間の総合調整等の
業務を行う一般社団法人に移行
する。

3 その他の改定

(1)「議決」をすべて「決議」に改
める。

(2)改定前第4章「登記等」(第74
条〜第91条の3)を削除し、第

9条に規定するとともに「組合
等登記令」を改定し、農業協同
組合、農業協同組合連合会及び
農事組合法人を対象に含める。

(3)改定前第92条の「公告の方法」
を、改正後新設の第8章雑則の
第97条の4に移行(一部改定)。

(4)改定前第42条の競業者の役員等
への就職禁止を削除。

(5)第10条第1項第3号(組合の貯
金又は定期積金の受入れ)、第
10号(共済に関する施設)の事
業を行わない組合の解散につ
いては、行政庁の認可を要せず、
届け出でよい。(第64条第4項)

研修後のアンケート調査の結果、「今後に活かせる内容の講演だっ
た」との回答も多く、また例年以上に参加者が多く高い関心があつ
た事がうかがい知れ、今回の研修会は有意義な情報発信の場となり
ました。今後も酪農業界にとってタイムリーな情報提供ができるよ
う研修会を企画してまいります。

なお、当研修会の内容についてのご質問・また資料請求のご希
望などがありましたら、全酪連指導・企画部(03-5931-
8003)もしくは各支所指導組織課までお問い合わせください。

作品募集のお知らせ

主催：全国酪農青年女性会議

第44回

らくのうこどもギャラリー

1 募集規定

- (1)酪農を中心とした題材の図画（大きさは自由）
- (2)自作で未発表のものに限ります。
- (3)作品には、題名・住所・氏名・振り仮名・年齢・学校名・学年・保護者名を必ず記載してください。また、酪農家の子弟については保護者の所属組合名を記載してください。
- (4)作品返却を希望される方は応募時に返却希望の旨を申し出てください。

2 応募資格

4歳から中学生までの酪農家の子弟、および酪農に関心のあ一般のお子さん。

3 締 切 日

平成29年5月26日（金）（当日消印有効）

4 提 出 先

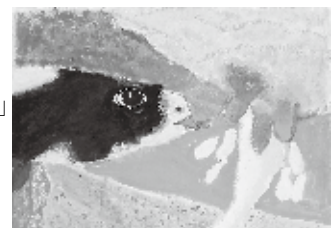
下記「提出先一覧」中の最寄りの酪農青年女性会議事務局宛に提出してください。

5 審査結果の発表

「第46回全国酪農青年女性酪農発表大会」の発表要旨、および全酪連会報7月号に審査結果を掲載いたします。

6 褒 賞

- ・特 選 1点
 - ・入 選 4点以内
 - ・秀 作 若干
 - ・ファミリー賞 若干
（牛とのふれあいなど、ほのぼのとした雰囲気を持つ作品に贈られます）
 - ・あすなる賞 若干
（小学校入学以前の方の優秀作品に贈られます）
- ◎特選に選ばれた方は、保護者（1名）同伴で「第46回全国酪農青年女性酪農発表大会」に招待します。
- ◎入賞者には記念品を贈呈いたします。
- ◎図画の優秀作品は、作者の顔写真・審査講評と共に「全酪連会報」の最終ページに掲載します。



第43回特選 「お母さんの牛乳 最高!」
岩谷 龍さん

第8回

酪農いきいきフォトコンテスト

全国酪農青年女性会議では、酪農家の生活や牛乳の生産現場をより鮮明に消費者に伝えていくことを目的に、「酪農いきいきフォトコンテスト」を実施します。

つきましては、下記のとおり作品を募集しますので、ふるってご応募いただきますようお願いいたします。

1 テ ー マ

- ①「乳牛のいる風景」
- ②「酪農作業風景」

※いずれも、酪農家がいきいきと牛乳生産に励む様子や、安心安全な牛乳生産のため懸命に仕事に取り組む姿勢が感じられるようなもの。

2 募集規定

- (1)写真は可能な限りデータで提出してください。
- (2)自作で未発表のものに限ります。
- (3)作品には、題名・氏名・振り仮名・住所・所属組合名を必ず記載してください。

3 応募資格 酪農家

4 締 切 日 平成29年5月26日（金）（当日消印有効）

5 提 出 先

下記「提出先一覧」中の最寄の酪農青年女性会議事務局宛に提出してください。

6 審査方法

応募作品を「第46回全国酪農青年女性酪農発表大会」の会場内に掲載し、大会参加者の投票による審査を行います。

（応募多数の場合は事務局による予備審査を行います。）



第7回最優秀賞 「べろーん!いただきますーす♡」
吉田 尚子さん

7 審査結果の発表

- ①「第46回全国酪農青年女性酪農発表大会」2日目に投票結果として掲示します。
- ②「全酪連会報」の表紙に使用します。（号数未定）

8 褒 章

- ・特 選 1点（2テーマの中で特別に投票数の多かった作品）
 - ・入 選 若干数（特選を除いて投票数の多かった作品数点）
- ◎入賞者には賞品を贈呈いたします。
- ◎提出していただいた作品の返却はいたしません。
- ◎応募していただいた作品は、全酪連会報およびカレンダーへの掲載を含め、今後各地での牛乳消費拡大活動（「父の日に牛乳を贈ろう!」キャンペーン含む）等で使用することがありますのでご了承ください。

提出先一覧

●北海道酪農青年女性会議

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1
酪農センター5階 全酪連札幌支所内
TEL 011-241-0765

●東北酪農青年女性会議

〒980-0021 仙台市青葉区中央1-7-20
東邦ビル3階 全酪連仙台支所内
TEL 022-221-5381

●関東甲信越酪農青年女性会議

〒108-0014 東京都港区芝4-17-5
相鉄田町ビル5階 全酪連東京支所内
TEL 03-5931-8011

●中部酪農青年女性会議

〒460-0008 名古屋市中区栄1-16-6
名古屋三蔵ビル3階 全酪連名古屋支所内
TEL 052-209-5611

●西日本酪農青年女性会議

〒532-0011 大阪市淀川区西中島5-14-10
新大阪トヨタビル6階 全酪連大阪支所内
TEL 06-6305-4196

●九州酪農青年女性会議

〒812-0016 福岡市博多区博多駅南1-2-15
事務機ビル7階 全酪連福岡支所内
TEL 092-431-8111



▲ 学さんと久美子さん

No.286
庄司学牧場
千葉県南房総市

「総売り上げ1億円を 目指して」

地域紹介

南房総市は千葉県南部（安房地方）に位置し、徳川幕府8代将軍徳川吉宗が、嶺岡の牧場にインド産の白牛を3頭放牧したことから、日本酪農発祥の地とされています。

今回ご紹介する庄司牧場は、千葉県酪農協同組合連合会（石橋新四郎代表理事会長）の会員であ



▲ 牛舎外観

る千葉県みるく農業協同組合（増戸弘義代表理事組合長）に所属しています。

千葉県みるく農業協同組合の平成27年度末での生乳出荷戸数は257戸、年間出荷乳量は約65,130tとなっております。

牧場概要

庄司牧場の家族構成は、ご主人の学さん、奥さんの久美子さん、子供さん3人（優太さん、茉耶さん、彩夏さん）となっております。長男の優太さんは現在酪農学園大学の学生で、今年3月の卒業後に実家に戻られ就農する予定とのこと。

作業分担は、搾乳牛の飼養管理



をご主人、哺育・育成管理を奥さんが担当されており、搾乳は一緒にされています。従業員を2名雇っており、1人が仕事の時はもう1人は休みという交代制で、主に作業全般のサポートを担当しています。常に3人体制で作業を行っています。



▲◀ 新築の育成・乾乳舎

現在の飼養頭数は、経産牛68頭、育成牛32頭で年間乳量は約600t、後継牛はすべて自家育成をしています。搾乳牛舎は繋ぎ牛舎とフリーストール牛舎で、初産牛や足腰の強い牛をフリーストール、それ以外の牛と初産でも体質的に弱い牛を繋ぎ牛舎で管理しています。



牧場の歴史

明治時代に奥さんの曾祖父がご自宅の裏に牛舎を建て、乳牛を15頭導入したことから始まりました。それから昭和51年にお父さんが構造改善事業で現在の牛舎を建築され、平成16年にご夫婦が横浜から奥さんの実家に

飼養管理

メインで使われているのは購入TMRで、乳量に応じて2種類の配合飼料を別給与することで調整しています。TMRはセミウェットで、発酵については特に意識しているとのことで、製造から3週間は保管してから納品してもらう

戻られ就農されました。就農当時は経産牛35頭、育成牛20頭の規模でした。始めはご自身が勉強してきたことと、お父さんの昔からの知識や経験との食い違いにより、意見のぶつかり合いが多かったです。それから5年の月日を経て経営を委譲され、現在と同程度の頭数から自分たちだけの酪農経営が開始されました。



▲ 繋ぎ牛舎

ように依頼しています。自給飼料はイタリアン5町歩、スーダン2町歩、稲WCS6町歩を作付しており、全牛群に給与しています。WCSは周辺農家にも譲っているそうです。



▲ フリーストール牛舎

管理するうえで、牛が健康に育っていくことを最も意識しているとのことでした。牛と接する時はむやみに叩いたりせず、子供と接するようにしているそうです。そうすることでおとなしい牛になり、搾乳の際にわざわざキーパーを使用せずに済むようにしています。乳量に関しても、無理に多く採食させて高泌乳を目指すのではなく、繁殖に重点を置いて乳房炎にしないように管理をしているそうです。

規模拡大にむけて

今後の展開として、経産牛を100頭規模にしたいと考えています。

るそうです。そのため、現在新しい搾乳・育成・乾乳牛舎を建築されている最中です。牛舎はあえて簡易的なものを作り、容易に設計の変更ができるようにしているそうです。

昨今離農される方が多く、庄司牧場の周辺もその例外ではありません。そのため、近隣からの苦情も考えなければならぬと思うそうです。そのような状況の中で良い関係を築くためにも、周辺住民とも一緒に取り組んでいるという意識を持ってもらおうと考えているとのことでした。あれが迷惑、これが迷惑という皆さんの苦情を、ああしたほうが良い、こうという提案に変えて、みんなで作った牛舎を指摘していきたいそうです。

最後に

今後の目標について伺ってみると、お父さんから経営を譲ってもらってから現在までに総売り上げを3倍にすることができたので、今後はさらに伸ばして1億円を目指していきたいとのことでした。

今後更なるご活躍とご発展をお祈りするとともに、この歴史ある酪農地域について次の若い世代へ受け継いでいってほしいと願うところです。



▲ 増築作業中

東京
支所発

「第41回栃木県酪農発表会」開催

2月3日(金)ホテル東日本宇都宮(栃木県宇都宮市)において栃木県酪農協会主催(石川正美会長)の第41回酪農発表会が開催されました。発表会には、酪農家・組合役職員・県関係者・学生等およそ150名の参加があり、酪農意見・体験部門発表、自由発表、研修会が行われ、会場には多くの酪友が参加したことから大いに盛り上がりしました。

意見・体験部門で栃木県酪農業協同組合・前田匡彦さんが『「畑のおじさん」になりたくて』と題し、非農家出身の前田さんが酪農と



▲ 前田匡彦さん

の出会い、就農に至り、現在の地域との関わりとこれから目指すものについて発表されました。栃木県代表として3月に開催される関東甲信越酪農青年女性会議酪農発表大会での活躍が期待される前田さんには、会場から多くの声援が送られました。

▶ 酪農発表会の様子



▲ 坂主ななこさん

と題する発表を行い、将来の酪農、就農への熱い思いや夢や目標に向けたこれからの将来について発表されました。

また自由発表部門では、那須拓陽高校2年生・坂主ななこさんが「だれもが知る牧場へ」、真岡北陵高校3年生・宇梶雅哉さんが「夢は和牛だけでは始まらない」



▲ 宇梶雅哉さん

研修会は、購買部酪農生産指導室丹戸課長より「お金が残るお金の使い方」についてと題し実施され、終了後には内容について直接相談や質問を受けるなど、参加者の皆さんにとって非常に関心の高い内容でした。

酪農家や組合関係者のみならず今後の将来を担う学生(高校生)の参加者が多く、大変有意義な発表会でした。(N.J)

東京
支所発

「関東甲信越酪肉経営技術研究会 第26回乳用種経産肥育牛枝肉共励会」開催

平成29年2月4日(土)、関東甲信越酪肉経営技術研究会(江幡正健会長;ひので酪農協)は、第26回乳用種経産肥育牛枝肉共励会を筑西食肉センター(審査/茨城県筑西市)、(株)全日本農協畜産公社(表彰式/茨城県結城市)で開催しました。出品牛は31頭、審査は(公社)日本食肉格付協会関東支所 厚地政洋支所長が担当されました。

支所長は講評の中で、「経産牛で限界はあると思うが、B等級を目指し枝肉重量を増やして、経営のプラスにつなげてほしい」と述べておられました。



▲ 審査講評の様子

入賞者は次のとおりとなりました。

最優秀賞	伊那酪農(長野)	信州つつじヶ丘牧場	さま
優秀賞	酪農とちぎ(栃木)	川上靖夫	さま
//	赤城酪連(群馬)	福島良光	さま
優良賞	酪農とちぎ(栃木)	石川 明	さま
//	酪農とちぎ(栃木)	古谷康典	さま
//	酪農とちぎ(栃木)	今 耕一	さま

入賞された皆さんおめでとうございます。

(I.Y)

名古屋
支所発

愛知県酪農協青年女性部 「ボウリング大会」開催

愛知県酪農農業協同組合青年女性部（岩田周部長）において、毎年恒例のボウリング大会が開催されました。県内を3ブロックに分けて、1月31日(木)半田グランドボウルにおいてAブロック（尾張）、2月1日(木)岡崎サンボウルにおいてBブロック（岡崎・豊田・西尾・碧海・愛知東・ひまわり）、2月8日(木)X-BOWL 豊橋においてCブロック（豊橋・愛知みなみ・渥美）の青年女性部員が集まりボウリングを行

い、2ゲーム合計のスコアを競い合い、その後それぞれ会場を移して表彰式兼昼食会が行われました。参加者は3会場合わせて31名でした。昼食会では、仕事のことや地域のことなど部員間の情報交換が熱心に行われました。また、事務局より3月16日(木)～17日(金)に石川県において開催する第46回中部酪農青年女性酪農発表大会の参加方法について説明を受けました。（Y.K）



▲ Aブロック



▲ Bブロック



▲ Cブロック

名古屋
支所発

愛知県酪農協青年女性部 「中部発表大会予行演習」開催

2月13日(月)に愛知県酪農協本所会議室において、愛知県酪農協青年女性部（岩田周部長）による第46回中部酪農青年女性酪農発表大会の予行演習が開催されました。当日は、経営の部に出場される渥美支所の渡辺賢司さんに発表演習をしていただき、参加者で内容について意見交換をし、本番に向けて修正点の確認を行いました。渡辺賢司さんの大会での活躍が期待されます。（Y.K）



▲ 活動風景

名古屋
支所発

岐阜県酪連「酪農担い手研修会」開催

2月17日(金)に、岐阜県中濃総合庁舎において、岐阜県酪農農業協同組合連合会（馬瀬口弘志代表理事長）主催の酪農担い手研修会が開催されました。今年度の第19回全国農業担い手サミットも11月に岐阜県で開催され県内で



▲ 朝日副会長挨拶

農業担い手支援の機運が高まっていることもあり、今回は酪農における第1回活動という位置付けで、酪農後継者・関係機関20名程が参加し行われました。岐阜県酪連朝日修副会長、岐阜県農政部畜産課溝口博史畜産指導監による挨拶のあと、全酪連指導・企画部古村薫指導組織課長より「酪農情勢と将来展望について」と題して講演が行われました。古村課長からは、昨今の酪農情勢と生産基盤拡大に向けた全酪連の取り組み、全国の後継者支援の取り組みなどについての説明が行われました。なお、次回の岐阜県酪農担い手支援活動は、婚活が計画されているとのことです。（K.T）

名古屋
支所発

三重県酪連「市町対抗駅伝牛乳配布」実施

三重県において2月19日(日)に、「第10回美し国三重市町対抗駅伝」が行われました。これは、県内のスポーツ推進を図るため、市町別に小学生から成人までの男女10人が混成チームを作り、津市の県庁前から伊勢市の県営総合競技場までの10区41.695kmを走る駅伝大会です。三重県酪農農業協同組合連合会（谷川原万欣代表理事長）はゴール地点の市町交流市場にブースを出展し、県酪連・四日市酪農農業協同組合・大内山酪農農業協同組合のスタッフで協力して牛乳配布を行いました。県内産の四酪牛乳と大内山牛乳の暖かいものと冷たいものを用意し、ゴール付近に集まった大勢の選手・応援団・観客に飲んでもらいました。子供からお年寄りまで多くの方がブースに集まり、「おい



しい」、「どこにいけば買えるの」などの声が出ていました。三重県は牛乳好きの県民性ですので、今後も県内の牛乳人気の向上が期待されます。（Y.K）



名古屋
支所発

酪農生産研究会 「平成28年度 第3回会員職員研修会」開催される

2月22日(水)に酪農生産研究会(田上政治会長)の今年度第3回会員職員研修会が全酪連名古屋支所において開催され、総勢19名が出席しました。

今回は「規制改革について」(日本酪農政治連盟 笹田健一幹事長)、「風味異常乳について」(東海酪農業協同組合連合会 塩治隆志次長)、「現

場での取り組みについて」(飛騨酪農農業協同組合 長瀬和仁酪農部係長)、「TMR飼料のご提案について」(全酪連 生野剛職員)の4つの講演が行われました。



▲ 風味異常の違いを確認



▲ 笹田幹事長



▲ 塩治次長



▲ 長瀬係長



▲ 生野職員

大阪
支所発

兵庫県酪農協が大学生を対象に 「もう～もう～スクール」を開催

去る1月27日(金)、兵庫県酪農農業協同組合(丸尾建城代表理事組合長)は、兵庫県畜産課の協力を受け、従来の小学生から大学生を対象とした新たな取り組みとなるふれあい酪農体験授業「もう～もう～スクール」を開催しました。

今回の「もう～もう～スクール」では、兵庫県立大学姫路キャンパスで管理栄養士を志している環境人間学部環境人間学科2回生43名が授業を受けました。



▲ 西山ファシリテーター



▲ 日本乳業協会
入口さん

第1講義の「酪農の話」では、三木市の酪農家西山ファシリテーターから牛のことや酪農ことについて学んだ後、第2講義の「牛乳のお話」では、日本乳業協会相談員の入口さんより牛乳についての講義を受けました。

▶ 講義に聞き入る学生さん



「牛乳のお話」は、従来の小学生を対象としたわかりやすいものとは異なり、管理栄養士の卵ということもあり非常に細かくレベルの高い牛乳についての講義となり、参加した学生は真剣なまなざしで聴講していました。

そして、講義の後の体験学習では、入口さんの指導のもとバター作りを行い、みんなで食しました。

彼女たちが今後大学を卒業し、管理栄養士として就職したときに、牛乳について理解を広めて行ってくれ、牛乳の普及拡大につながればと思います。(NK)

もう～もう～スクール

実施概要

- 事業名称 もう～もう～スクール【出前酪農体験授業】
- 実施日時 2017年1月27日(金)
13時00分～16時00分
- 実施内容 1) 酪農の話
2) 牛乳のお話
3) バター作り体験
4) 手作りクッキー試食
- 事業参加者 学生: 2回生「43名」
教員: 4名(予定)
- 実施場所 兵庫県立大学 姫路キャンパス 環境人間学部・環境人間学研究所
〒670-0092 姫路市新在家本町1丁目1-12
[代表] 079-(292) 1515
- 主催者 兵庫県酪農農業協同組合
〒651-2124 神戸市西区伊川谷町新船1058番地
[代表] 078-(976) 5011

福岡
支所発

『がんばらんば九州酪農～ピンチこそチャンスばい』 九州酪農青年女性会議「平成28年度指導者研修会」を開催!

▶ 研修会の様子



1月30日(月)、長崎県長崎市のホテルニュー長崎において、九州酪農青年女性会議(小藺千弘委員長)主催の「平成28年度指導者研修会」が



開催されました。地震や台風など様々な災害に遭った2016年でしたが、九州の酪農は負けな

い!これからもがんばっていこ
▲ 小藺千弘委員長 う!という思いが今回のテーマである「がんばらんば九州酪農～ピンチこそチャンスばい」となり、九州沖縄各県より約100名の酪友が集結しました。

開会式では、九州酪農青年女性会議 小藺千弘委員長の主催者挨拶の後、長崎県農林部畜産課の大曲祥之課長、長崎県酪農業協同組合連合会の中村隆馬代表理事会長から祝辞が述べられました。



▲ 中村隆馬会長

今回の研修会は、全酪連技術顧問の村上明弘講師をお招き

し、「酪農産業における青年・女性の役割と重要性」と題し、自らの経験を踏まえた話や、普段忘れてしまっているような牛の話、経営など幅広い分野での話をさせていただきました。

講演の終了後には意見交換会が行われましたが、「酪農若手職員を有能技術者に育てていくにはどうしたらいいか」、「若手酪農家の意識向上のためにぜひまた講演をお願いしたい」などの力強い意見を頂くことができました。

また、研修会後の交流会では、長崎県農林部畜産課の酒井浩課長補佐による歓迎の挨拶と乾杯に始まり、地元長崎県から龍踊りのアトラクションが披露される中、活発な交流が行われました。(U.T)

福岡
支所発

「さが農業まつり」開催!

平成29年2月1日(水)～5日(日)にかけJAさが(金原壽秀代表理事組合長)主催の「さが農業まつり」が本年も開催されました。

さまざまな佐賀県の農産物や特産物が並び、JAさが職員、佐賀県酪農婦人部連絡協議会(原口眞理子会長)会員、本会福岡支所職員にて牛乳の試飲、チーズの販売を行いました。さまざまな種類のチーズが並び、スモークバーミーチーズ



▲ 活動風景

のわさび味は、絶妙な後味で好評を博しました。

4～5日目には搾乳の疑似体験ができる理解醸成活動ブースも設置され、酪農が身近に感じることができる取り組みとなりました。(U.T)



▲ 体験の様子

▼ 搾乳体験ブース



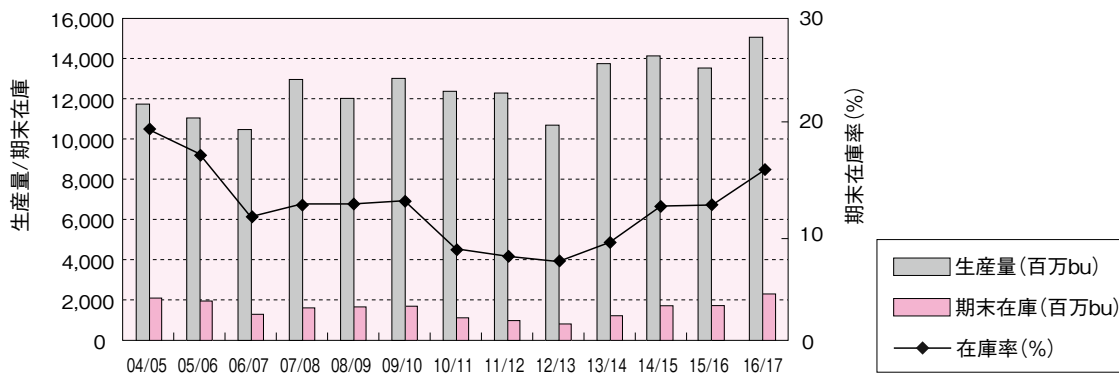


原料情勢

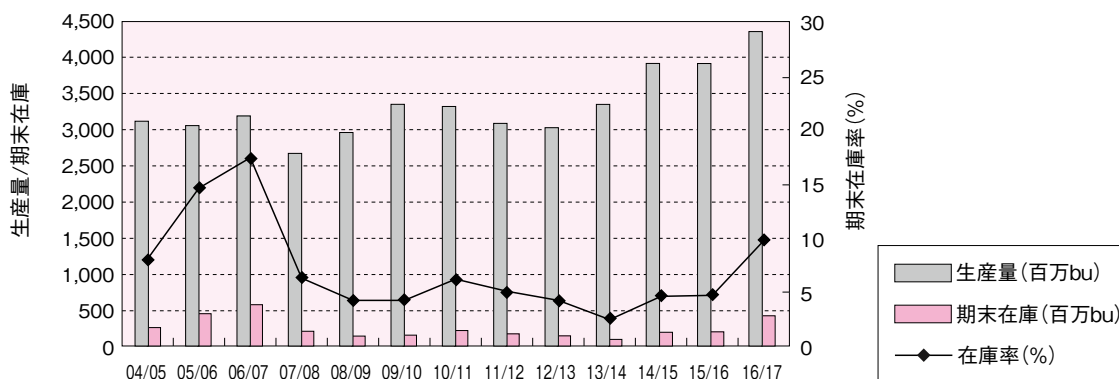
平成29年2月

2月9日発表 米国農務省 トウモロコシ 需給予想	【15/16年産】 作付面積88.0百万エーカー、単収168.4bu/エーカー、生産量136億200万bu、総需要量136億6,400万bu、期末在庫17億3,700万bu、在庫率12.7% 需給両面で増減なし。
	【16/17年産】 作付面積94.0百万エーカー、単収174.6bu/エーカー、生産量151億4,800万bu、総需要量146億2,000万bu、期末在庫23億2,000万bu、在庫率15.9% 需給面で増加。期末在庫は減少。
トウモロコシ 相場動向	好調な輸出需要や大豆価格の上昇につられトウモロコシは前月から堅調に推移した。今年の米国中西部では例年対比で温暖であり、2月の気温としては異常な温度となっている。一説にはこのパターンは1988年の早稲年以來とも言われている。アルゼンチンでは収穫が始まっており、作柄も良く昨年より増産見通しである。
2月9日発表 米国農務省 大豆需給予想	【16/17年産】 作付面積83.4百万エーカー、単収52.1bu/エーカー、生産量43億700万bu、総需要量41億800万bu、期末在庫4億2,000万bu、在庫率10.2% 需給両面で増減なし。
大豆粕相場動向	米国産は需要供給両面で増減なく、期末在庫は前月据置の420百万buとなった。当日の取引は、市場予想で減少が見込まれていた期末在庫が据置かれたことを受けて売りが先行、終盤買戻しが見られたが、値を下げ前日比-8-1/4¢の1,050¢ 1/2 (3月限) で終了。国内産は搾油量は前年並み。シカゴ相場高騰の影響を受け強含んでいる。輸入品は中国産から米国産、南米産、インド産といった他産地への移行が見られていたが、価格競争力の面から再び中国産に戻りつつある状況。中国では国内大豆粕需要が緩和している模様。相場は前期対比値上げで推移している。
糖糖類	【一般フスマ】 季節的な面から製粉メーカーの挽砕は減少する時期で、発生量は低調に推移。他糖糖類原料が値上げとなる中、今期は据置となったため需要は増加傾向、需給は引締まる見込み。相場は横ばいからやや強含むものと予想。 【グルテンフィード】 国内スターチメーカーは季節的な要因から稼働が落ちる時期で、発生量も減少。今期の値上げもあり需要は減少、需給バランスは取れている状況。今後はスターチメーカーの稼働も上がることから、相場は横ばいから若干緩むことが予想される。
海上運賃	中国の連休明け以降の相場見極めのため、船主も備船筋も動きづらい状態が続きパナマックス型市況は軟調な推移となった。引き続き南米東岸積み中心に安定的に引き合いが散見されたが、市況を押し上げるには至らなかった。

米国産トウモロコシ生産量と期末在庫の推移



米国産大豆生産量と期末在庫の推移



輸入粗飼料の情勢

平成29年2月

北米コンテナ船 フレート	2月1日付通知の海上運賃値上げ（GRI）はほとんどの船社で回避の判断に至りましたが、3月1日付で再度GRIを通知する船社も出て来ています。依然値上げの圧力は弱まっておらず、不透明な状況が続いています。
ビートパルプ	【米国産】2016年産は既報の通り、一部地域を除き作柄は総じて良好で、ペレットの生産量も昨年並みになると予想されていました。しかしながら、ここにきて生産量が当初より大きく下方修正されそうな見込みです。米国産ビートパルプの中国向け輸出が徐々に始まっています。現行では様子を見ながらコンテナでの出荷のみなのですが、今後需要が高まり、米国産以外の輸入許可が下りない場合、2017年以降の米国産の価格上昇が懸念されます。
アルファルファ	ワシントン州では1月に入り降雪が増え、山間部には昨年並かそれ以上の積雪量があり、2017年産クローブに関しても今のところ水不足の心配はないと言われています。また、カリフォルニア州においても、北部の主要な水源であるシエラ・ネバダ山脈周辺の1月の降雪量は、すでに例年の1年分とも言われ、1995年以降で最大の積雪量を記録しています。このため、これらの地域の牧草主産地で過去5年にも及んだ水不足の懸念は和らいでいます。 16年産の在庫については、西海岸各産地における高成分の上級品は限定的で、中級品から低級品在庫に対する引き合いも引き続き堅調です。2016年産は産地相場が前年に比べ軟調だったことから、アルファルファから他の作物に圃場を切り替える生産農家も出てきているようです。このため、2017年産の作付面積は総じて減少すると予想されています。
チモシー	【米国産】現地在庫はほぼ完売となっています。追加の買付は難しく、今後は契約済みの在庫を繋いでいくことになりそうです。産地価格は引き続き強含みで推移しています。 主産地ワシントン州の17年産の作付面積は、横ばいからやや増加を予想しています。すでに16年産はほぼ完売の状況ですので、17年産の作柄・生産量次第では、さらなる産地相場の上昇の可能性もあります。 【カナダ産】米国産同様、日本や韓国向けの輸出が堅調なことに加え、カナダ国内での乳牛肉牛向けの需要も安定しており、どのグレードも完売となっているところが多くなっています。中部クレモナ地域ではここ3年の不作により、16年産の作付面積はやや減少しましたが、国内外の堅調な需要を受け、17年産の作付面積はやや回復すると思われます。レスブリッジ地区も16年産の在庫はほぼ完売の状況で、こちらも17年産の作付面積はやや増加する見込みです。
スーダングラス	2016年の輸入量は4年連続の減少で約250,000t（前年比約1割減）となりました。16年産の産地相場は15年産に比べるとやや軟化しましたが、繰り越し在庫は少なく、16年産の生産量も減少したことから供給過多にはならず、全体の需給バランスは比較的均衡が取れている状況です。
クレイングラス	クレインは全酪連の登録商標です。 2016年の輸入量は2年連続の減少で約66,000t（前年比約6%減）となっています。15年産から16年産にかけて、生産農家が満足する相場ではなかったため、16年産期中から作付面積は減少しています。 韓国向けの出荷は引き続き活発で、2016年の年間輸出量は日本向け並みかそれ以上になる見込みです。他のイネ科牧草に不足感があることから、今後の需要も堅調に推移するものと思われます。
ストロー類	主産地であるウィラメットバレーでは、品薄の状態が続き年末年始にかけて産地相場大幅に上昇しました。韓国の国内産稲ワラの不足は深刻で、年明け以降も強い引き合いが続いています。一部サプライヤーでは契約した数量を確保できず、期近の船積みができないケースが散見され、日本国内の品薄感が増えています。
オーツヘイ	【西豪州】輸出向け需要は引き続き旺盛で、各工場フル稼働が続いています。上級品は全体のおよそ30%程度ですが、南豪州・東豪州の上級品の不足感からその需要が集中していると思われます。今年の収穫はストローも含め全て終了しており、現在はストローの集荷が進んでいます。しかしながら、1月末に激しい降雨があり、倉庫搬入前のストローが降雨被害にあっている可能性があり、輸出向け品質の生産量は当初の予想よりも大幅に減少しているようです。 【南豪州】今年の収穫は終了しました。既報通り、当地域のオーツヘイの良品の発生は少なく、全体の15%前後とされています。ストロー類についても収穫期の降雨により被害が生じています。収穫の進捗も未だ50%程度で、雨あたりや倒伏が多く発生しているようで、厳しい作柄になりそうです。

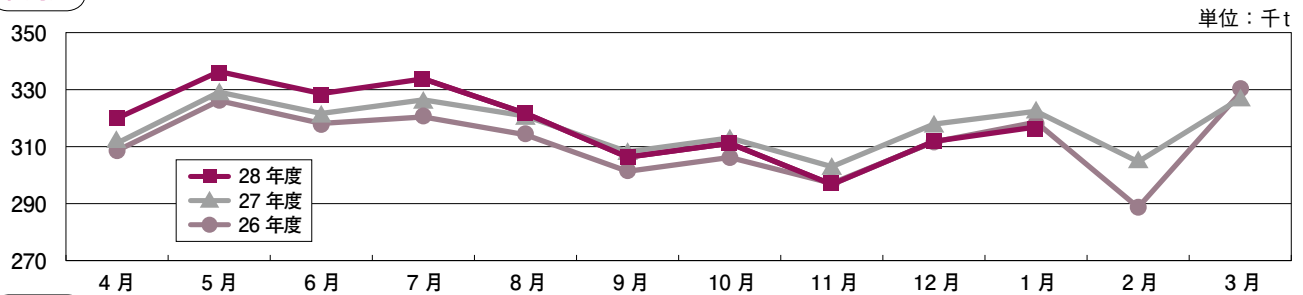
生乳受託販売乳量

受託販売乳量

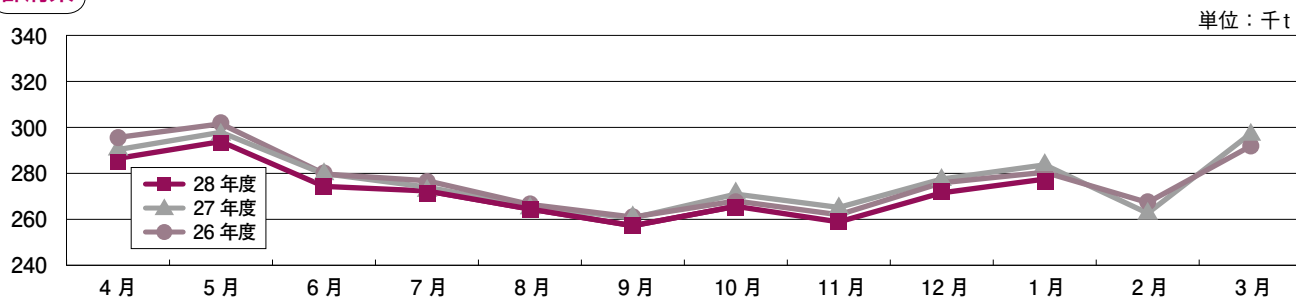
全国 **594,406t** で、前年同月比 **8,484t(1.4%) 減少**
 北海道 **316,898t** で、前年同月比 **5,517t(1.7%) 減少**

都府県 **277,508t** で、前年同月比 **2,967t(1.1%) 減少**

北海道



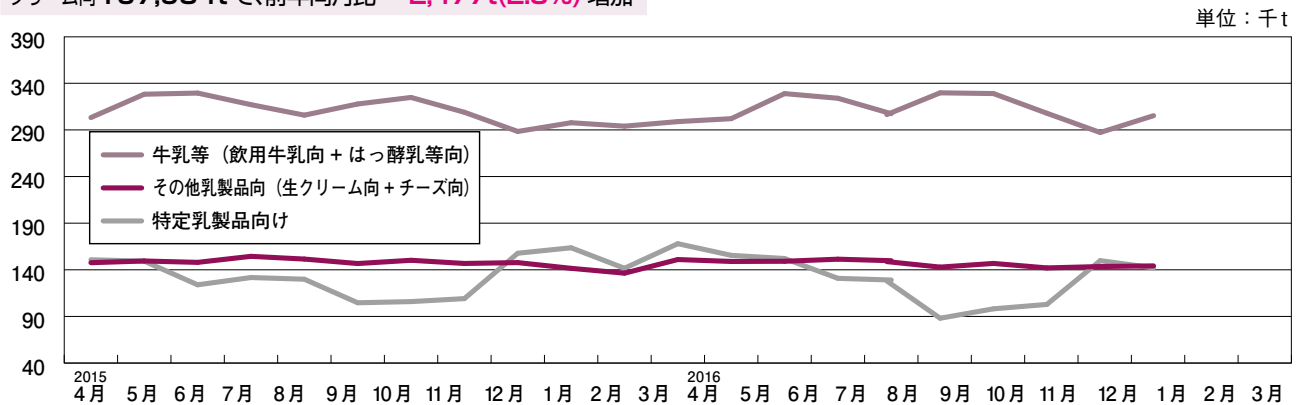
都府県



用途別販売数量

飲用向 **269,749t** で、前年同月比 **7,816t(3.0%) 増加**
 はっ酵乳向 **36,429t** で、前年同月比 **666t(1.9%) 増加**
 クリーム向 **107,934t** で、前年同月比 **2,477t(2.3%) 増加**

チーズ向 **37,216t** で、前年同月比 **1,093t(3.0%) 増加**
 特定乳製品向 **143,076t** で、前年同月比 **20,537t(12.6%) 減少**



各地の需給動向

【東北】生産は、前年比 99.4%。乳業者の処理は堅調に推移。飲用牛乳向けは 102.5%、はっ酵乳等向け 97.7%、特定乳製品向けは 81.5%となった。

【関東】生産は、メガファームの牽引もあり、前年比 99.3%。乳業者処理は大手中心に好調であった。飲用牛乳向けは 102.5%、はっ酵乳等向け 100.8%、特定乳製品向けは 77.9%となった。

【東海】生産は 99.2%。月初より乳業者処理は好調に推移していた。飲用牛乳向けは 99.6%、はっ酵乳等向けは 105.5%、特定乳製品向けは 85.9%。

【近畿、中国、四国】生産は、近畿 98.3%、中国 99.0%、四国 100.6%。乳業者の処理は年末年始から中旬にかけて順調に推移していた。飲用牛乳向けは近畿 98.1%、中国 101.4%、四国 105.2%。

【九州】生産は、前年比 98.0%となり、当初見込みより上振れした。乳業者の処理は、年末年始好調も休み明けには落ち着いた。飲用牛乳向けは 96.7%、はっ酵乳等向けは 104.3%、特定乳製品向けは 96.5%となった。

用途別生乳処理量

単位：千t

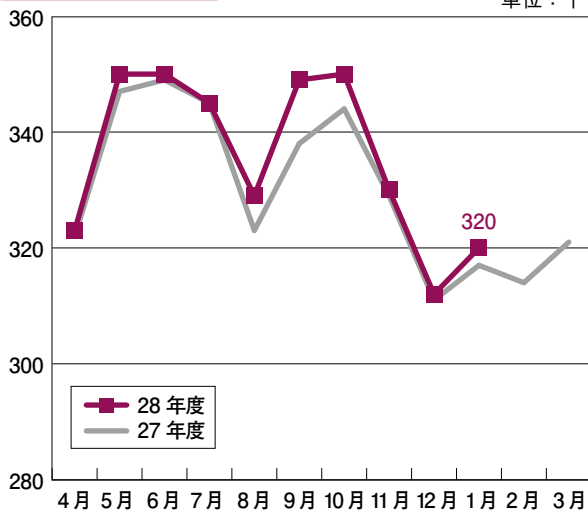
年月	生乳 生産 量	用途別処理量計							年月	生乳 生産 量	用途別処理量計						
		乳製品向									乳製品向						
		牛乳等向 ①	乳製品向 ②	その他乳製品向				牛乳等向 ①			乳製品向 ②	その他乳製品向					
				特 定	ク リー ム 向	チ ーズ 向	特 定					ク リー ム 向	チ ーズ 向				
2015. 4月	625	620	322	298	148	150	114	37	2016. 4月	633	626	323	303	157	145	108	37
5月	649	644	347	297	151	146	109	37	5月	653	649	350	299	152	147	108	39
6月	625	620	349	271	126	145	107	38	6月	626	622	350	272	128	143	105	38
7月	629	624	338	286	133	153	110	43	7月	631	627	345	282	132	150	111	39
8月	608	604	323	281	133	148	107	41	8月	610	606	329	277	130	147	108	40
9月	593	588	338	250	107	143	107	36	9月	586	581	349	232	90	142	107	35
10月	603	599	344	255	107	148	111	37	10月	600	596	350	246	101	144	109	36
11月	588	584	329	255	110	146	110	36	11月	579	576	330	246	105	141	110	31
12月	620	616	311	304	158	147	109	37	12月	610	606	312	294	153	141	109	32
2016. 1月	627	623	317	305	165	140	101	39	2017. 1月	618	614	320	294	154	139	102	37
2月	595	591	314	277	142	135	100	35	2月								
3月	644	639	321	318	170	148	109	39	3月								
年度計	7,407	7,352	3,953	3,398	1,649	1,749	1,295	455	年度計	6,148	6,103	3,360	2,743	1,302	1,440	1,077	364

資料：農林水産省「牛乳乳製品統計」

単位：千t未満を四捨五入した数値を標記しているため、各項目の合計と表の合計とが合致しない場合がある

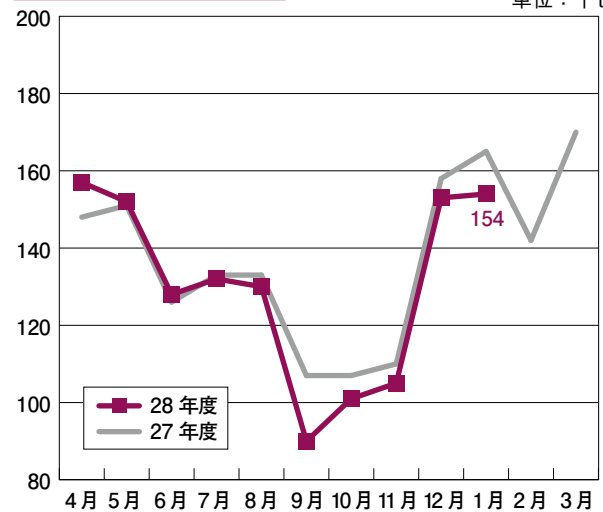
① 牛乳等向処理量

単位：千t



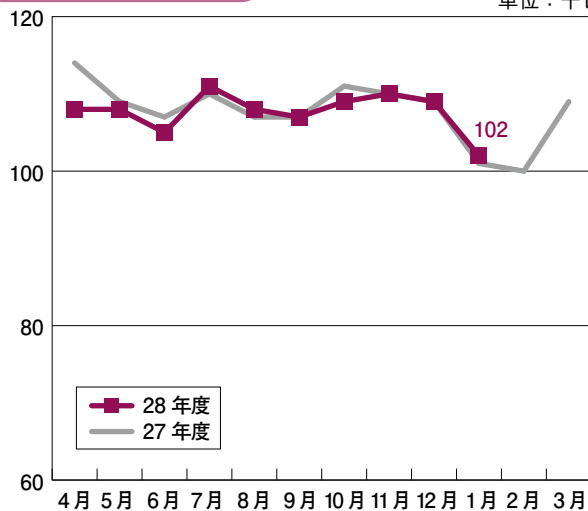
② 特定乳製品向処理量

単位：千t



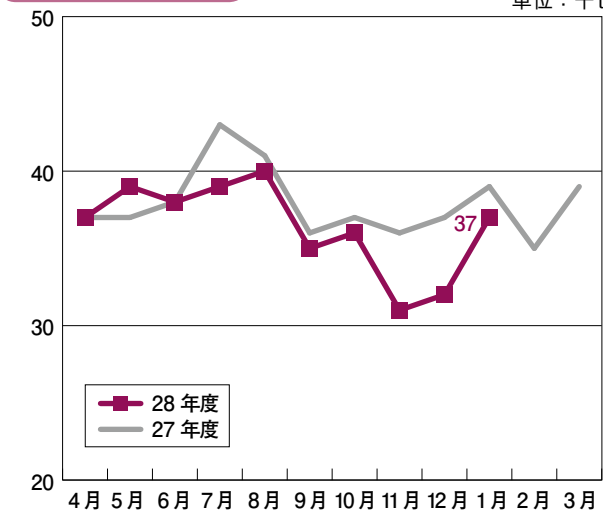
③ クリーム向処理量

単位：千t



④ チーズ向処理量

単位：千t



酪政連活動報告

平成28年12月～平成29年2月

日本酪農政治連盟

平成28年 12/15	自由民主党 農林・食料戦略調査会、農林部会、 合同会議にて、平成29年度農林水産 関係予算に関する要請を実施 (於：自由民主党本部)		
平成29年 1/16	自由民主党 日・EU 経済連携対策議員連盟 第1回(設立総会)総会 (於：自由民主党本部)   ▲ 日EU議員連盟設立総会で挨拶する岡田広会長	2/13	(緊急)三役会議を開催 ◆日EU・EPA交渉について ◆加工原料乳生産者補給金制度の改革 (スキーム)について を協議 (於：全理連ビル4階特別会議室)
1/25	(緊急)三役会議を開催 ◆日EU・EPA交渉について ◆加工原料乳生産者補給金制度の改革 (スキーム)について を協議 (於：酪政連事務所)	2/14	酪政連 事務局長会議を開催 ◆加工原料乳生産者補給金制度の改革に ついて(農林水産省より) ◆酪政連平成29年度通常総会について を協議 (於：全理連ビル9階会議室A)

北海道 乳牛産地情報

平成29年3月1日現在

札幌支所 TEL 011-241-0765
 釧路事務所 TEL 0154-52-1232
 帯広事務所 TEL 0155-37-6051
 道北事務所 TEL 01654-2-2368

価格状況 ▲……強含み ▼……やや強含み →……横這い ⇩……やや弱含み ↓……弱含み

事務所	畜種	相場(万円)	価格状況	管内状況
札幌管内	育成牛(10-12月令)	45~55	→	札幌管内の2月中旬までの生乳生産量前年比は、函館管内月計92.2%、累計で95.4%、苫小牧管内月計で95.9%、累計で96.6%の実績となっております。 3月の初妊牛動向といたしまして、5月~6月分娩予定、F1腹が中心となるものと思われます。全道各地域の初妊牛価格の値上がりから、遅れてこの管内も上昇しましたが、2月の全道各地域の相場がやや下がったことから、この管内では横這いで推移することが予想されます。
	初妊牛	85~90	⇩	
	経産牛	50~55	→	
釧路管内	育成牛(10-12月令)	55~65	→	根釧管内の2月中旬までの生乳生産量前年比は、釧路管内月計で97.4%、累計で100.3%、中標津管内月計で98.3%、累計で100.4%の実績となっております。 3月の初妊牛動向といたしまして、5月~6月分娩予定が中心となります。2月の管内乳牛市場の登録初妊牛の相場は釧路841千円(前回比△75千円)、根室891千円(前回比△36千円)と前回より弱い展開となりましたが、今後もクラスター事業等による導入需要が見込まれる事や資源不足等により相場は堅調に推移するものと思われます。
	初妊牛	85~100	→	
	経産牛	55~65	→	
帯広管内	育成牛(10-12月令)	55~65	▼	帯広管内の2月中旬までの生乳生産量前年比は、帯広管内月計で97.7%、累計で101.2%の実績となっております。 3月の初妊牛動向といたしまして、5月~6月分娩予定、F1腹が中心となるものと思われます。腹別では雌雄選別精液授精の出回り少なくなっており、引き合いが強くなっています。管内乳牛市場は昨年12月開催と比べると、1・2月とやや弱含みで推移していますが、道内外の大手農場の導入が続いており、相場は堅調に推移するものと思われます。
	初妊牛	90~95	⇩	
	経産牛	55~65	→	
道北管内	育成牛(10-12月令)	55~60	→	道北管内の2月中旬までの生乳生産量前年比は、稚内管内月計で100.0%、累計では100.9%で、北見管内では月計で99.0%、累計で99.6%の実績となっております。 3月の初妊牛動向といたしまして、5月~6月分娩でF1腹中心の購買となります。今年に入り道内各市場ともやや弱含みで推移しております。乳牛高騰による影響で、都府県の購買意欲が低下し取引頭数も減少していますが、相変わらず、F1腹を中心に需要があります。また、経産牛の需要も強くなっております。後春分分娩牛であること、大型牧場の需要増が見込まれことから、相場は堅調に推移すると思われます。
	初妊牛	85~95	⇩	
	経産牛	55~70	▼	
道内総括	育成牛(10-12月令)	55~60	→	道内の2月中旬までの生乳生産量前年比は98.1%、累計で100.2%の実績となっております。 3月の初妊牛動向につきましては、5月~6月の分娩牛が中心となります。昨年来、上昇が続いてきた初妊牛相場は、2月に入り一服となっております。しかしながら、今後メガ・ギガファームの大口導入もあり需給がタイトに推移する事から初妊牛価格の大幅な下げは無いと思われますが、市場の価格推移を見守る必要があるようです。年度内導入のご希望がございましたら価格、分娩腹等に幅を持ったご注文を宜しくお願い致します。
	初妊牛	85~95	⇩	
	経産牛	55~65	→	

※上記相場は、血統登録牛(中クラス)の庭先選畜購買による予想相場です。庭先選畜購買のため、市場購買とは異なり、価格差が生じます。

今月の表紙

むかえにきたよ

今月の表紙は、「第7回酪農いきいきフォトコンテスト」(第45回全国発表大会にて開催)で応募頂いた作品「むかえにきたよ」(栃木県小森 美佳氏 撮影)です。



編集後記
 ▼プレミアムフライデーが始まりました。私たちの今後の働き方や生活はどう変わる?
 ▼来月から新しい年度が始まります。平成29年度も「全酪連会報」をよろしくお願い致します。
 ▼会報に関するご意見・ご要望等があれば、以下のアドレスにメールをいただければ幸いです。
 shidukikaku@zenrakuren.or.jp



平成29年3月10日発行(毎月1回10日発行)

ZENRAKUREN
 MEMBER'S INFORMATION

全酪連会報 3月号 No.618

●編集・発行人 大森 一幸
 ●発行 全国酪農業協同組合連合会
 〒108-0014 東京都港区芝四丁目17番5号
 TEL 03-5931-8003
<http://www.zenrakuren.or.jp/>



今月の



入賞作品紹介

うしさんのおいしい牛乳

総社市立総社北小学校(西日本)2年 御厨 穂香



今月の入賞作品は、総社市立総社北小学校(西日本)2年の御厨 穂香さんの作品です。牛さんを中心に人や花などがたくさん描かれた元気のある作品です。クレヨンと水彩による絵肌の面白さや、牛さんの毛並みが細かい線で一本一本描かれ、生き生きとした絵に仕上がってます。

※この作品は本会と全国酪農青年女性会議共催の「第43回らくのうこどもギャラリー」で全国674点の応募作品から入賞12点に選ばれたものです。

主催 全国酪農青年女性会議